

# 秋田県立中央公園運動広場（人工芝・天然芝）

【利用者必読】利用上の注意と利用に関するお願い(20230214 更新)

(更新/変更事項：赤字表記)

## ①【降雪時の利用お断りについて】

今後、以下の状況下では、誠に申し訳ございませんがご利用をお断りする場合がございます。

- (1) すでに降雪の状況下である場合。
- (2) 利用日が降雪予報となっており【中央公園第7駐車場（運動広場奥）】が【（グラウンド内の降雪状況ではなく）積雪により車の出入りが難しい状況であると判断された場合。
- (3) やむを得ず、ご利用をお断りする場合は、秋田県総合公社から利用団体連絡担当者様へ電話でご通知いたします。

たいへん申し訳ございませんが、本件のご説明につきまして、事情をご賢察の上ご理解くださいますようお願いいたします。

## ②【利用前】

- (1) 中央公園事務所（スカイドームとなり）で、申込書の記載・使用料金の支払いをする。
- (2) 準備や設営のための利用は8時30分から利用可能です。（使用計画書にその旨を記載してください）

- (3) 用具庫内の物品（コーナーフラッグ・テントなど）を使用の際は、カギが必要。
- (4) カギを借りて自身で開閉するか、職員が開閉するかは、事務所受付の指示に従うこと。
- (5) 施設受付の際は使用について分かる方（責任者）がおいでください。
- (6) 照明の点灯作業・消灯作業は、中央公園事務所職員がおこないます。
- (7) 利用キャンセルの通知は、利用日前日の16時00分までは県協会事務局にメールで、16時00分以降と利用日当日は中央公園事務所に電話で伝達すること

## ③【利用時】

- (1) グラウンド内での喫煙厳禁。必ずゴミ（お弁当のカラなど）の持ち帰りを。
- (2) 救急車要請の際は、通報した後、必ず中央公園事務所にも連絡すること。

## ④【ゴール】

- (1) 最終利用団体は、ゴールを元の位置に戻すこと。
- (2) ネットは装着したままで可。

## ⑤【コーナーフラッグ】

- (1) 使用後は「コーナーフラッグ」と「差し込み金具」を必ず用具庫に戻すこと。
- (2) フラッグ差込口に、元の「フタ」をはめること。

## ⑥【用具庫内物品の使用】

- (1) 用具庫内のテント（3m×6m）3基は無料(事務所受付時に申請も不要)で利用できます。
- (2) ただし、テント利用の際、会場が中風以上の場合は、必ずフレーム柱6本に「重り（おもり）」を設置してください。（少々の風でテントが吹き飛ぶ恐れがあります）
- (3) 担架1台の利用可能。
- (4) ご使用後の石灰は必ずお持ち帰ること。
- (5) 使用後の石灰はラインカーに残さないこと。（固まるため）
- (6) 用具庫内の物品使用の際は必ず元の場所に戻すこと。
- (7) 器具または施設を破損した場合は、必ず受付に届けること。
- (8) 用具庫にLED照明を置きました。夜間の用具庫利用の際にご利用ください。

## ⑦【利用後】

- (1) 準備や後片付けは、施設使用時間内でお願いします。
- (2) 使用時間外でのミーティングは施設外でおこなうこと。
- (3) 大会終了後の荷物は施設内に置いていかないこと。

# 秋田県立中央公園運動広場（人工芝・天然芝）

【利用者必読】利用上の注意と利用に関するお願い(20230214 更新)

- (4) 照明は 21時15分 には完全消灯します。
- (5) 消灯後は、駐車場・運動広場付近は真っ暗になります。安全に留意してお帰り下さい。

## ⑧【注意】

- (1) 使用上の各事項について守れない場合は使用をお断りする場合があります。
- (2) 秩序を乱したり、危険を招くような使用についても同様とさせていただきます。

以上となります。各使用上の注意、お願いを遵守の上、  
県立中央公園運動広場をご利用くださいますようお願いいたします。

## ⑨【お問い合わせ先（施設管理）】

一般社団法人秋田県サッカー協会 事務局 電話：018-896-5665 メール：fa-akita@jfa.or.jp  
(受付時間：8時30分から16時30分まで／16時30分以降は翌営業日の返信となります)

## ⑩【お問い合わせ先（利用案内）】

秋田県立中央公園事務所県営トレーニングセンター受付 電話：018-886-4141  
(受付時間：9時00分から21時00分まで)



用具庫にLED照明を備え付けました。  
スイッチは背面にあります（赤ボタン）



用具庫のシャッターにひもで結んでますので、  
シャッター開閉時には照明器具の破損にご留意ください。